

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第 2 期中期目標・中期計画（案）

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成18年4月1日 厚生労働大臣 川崎 二郎</p> <p>前文 現下の労働者の安全と健康を巡る情勢をみると、労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間50万人以上もの労働者が被災し、一度に3人以上の労働者が死傷する重大災害は昭和60年の2倍近い件数に至っている。 これらの労働災害を予防し、労働者の安全と健康を確保するためには、労働災害の原因の分析、労働災害予防のための技術開発、これらに基づく適切な対策の確立が不可欠であり、労働安全衛生分野に係る調査及び研究を担う機関の役割は重要性を増している。 こうした情勢の下、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病にかかる事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を統合（以下「統合」という。）し、非公務員型の独立行政法人として発足したところである。研究所は、産業安全分野、労働衛生分野を所管する総合研究所として、現下の労働安全衛生情勢に対応した調査及び研究等を進めるとともに、それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究の推進、非公務員型のメリットを活かした研究協力の促進、業務の重点化、効率化等により調査及び研究の成果を着実に上げ、社会の期待に応えていくことが求められている。 研究所が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の安全と健康の確保に寄与することを期待する。</p>	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標(案)</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成23年__月__日 厚生労働大臣 細川 律夫</p> <p>前文 <u>我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間54万人もの労働者が被災し、1000人を超える尊い生命が失われている。また、職業性</u> <u>疾病も後を絶たず、職場で強いストレスを感じる労働者が6割に達し、過労死や精神疾患による労災認定件数も高い水準にある。</u> <u>このような中で、労働災害防止対策やメンタルヘルス対策については、わが国の中長期的な最重要戦略の一つに位置付けられており、厚生労働省としても、これに強力に取り組んでいるところであるが、労働者の安全と健康を確保するための政策を適切に企画立案及び推進していくためには、労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発が必要不可欠であり、労働安全衛生分野の調査及び研究の役割はその重要性を増している。</u> 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、平成18年4月に独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を統合し発足した、<u>労働安全衛生分野を総合的にカバーする研究機関である。</u> <u>これまで、研究所は設立目的を踏まえ、その調査及び研究の成果として、労働安全衛生関係法令や各種技術基準等に資する知見、事業場で活用可能な指針等を提供する重要な役割を果たしてきている。</u> <u>第二期中期目標期間においては、研究所に課せられた目的に対して目標を明確に設定した上で、業務運営の更なる効率化に努めつつ、研究所が担うべき真に必</u></p>	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成18年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画を定める。</p> <p>平成18年4月1日 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 荒記 俊一</p>	<p>独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画(案)</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項に基づき平成23年__月__日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画を定める。</p> <p>平成23年__月__日 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 前田 豊</p>	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成18年4月から平成23年3月までの5年とする。</p>	<p>要な業務に重点化するとともに総合的かつ効果的な実施を図ることにより、行政ミッション型研究所として調査及び研究の成果をさらに着実に上げ、社会の期待により一層応えていくことが求められている。 研究所が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の安全と健康の確保に寄与することを期待する。</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成23年4月から平成28年3月までの5年とする。</p>			
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。 ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。 エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。 オ 業務・システムの効率化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。</p>	<p><u>第3へ移行</u></p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。 イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。 ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。 エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。 オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。 イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評</p>	<p><u>第2へ移行</u></p>	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。）から一般管理費（退職手当を除く。）について15%、事業費（退職手当を除く。）について5%に相当する額を節減すること。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。</p>		<p>価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までには、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費（退職手当を除く。）について、平成17年度運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金（一般管理費に係るもの）の合算値。統合による合理化額を除く。）と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（退職手当を除く。）について、平成17年度の運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金（事業費に係るもの）の合算値。統合による合理化額を除く。）と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。</p>		

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 労働現場のニーズの把握</p> <p>労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p> <p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施</p> <p>労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 労働現場のニーズ、<u>実態</u>の把握</p> <p><u>労働現場における労働災害防止に必要な科学技術的ニーズや実態</u>に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、<u>研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、<u>労災の臨床例、業務上疾病例等も活用する</u>などにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。</u></p> <p>2 <u>労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</u></p> <p><u>上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</u></p> <p><u>研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。</u></p> <p><u>また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を</u></p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。</p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p> <p>2 調査研究業務の重点的な実施</p> <p>労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、<u>研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。</u></p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。<u>また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に務める。</u></p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、<u>最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</u></p> <p>2 <u>労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</u></p> <p><u>上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。</u></p> <p><u>なお、研究業務の実施に当たっては、プロジェクト研究への一層の重点化を念頭に置きつつ、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選し、着実にこれを実施する。</u></p> <p><u>また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的</u></p>	<p>独立行政法人の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し内容について（平成22年12月24日付け厚生労働省発総1224第1号。以下「見直し内容」という。）</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 研究課題・テーマ選定、業績評価の見直し</p> <p>(1) 研究課題・テーマの選定</p> <p>労働災害の防止、メンタルヘルス・過重労働等の課題等に的確に対応するためには、現場で働く労働者の側に立って、労働現場での実態に即して課題・テーマを吟味していくことが重要である。</p> <p>このため、学会への参加や業界団体からのヒアリングにとどまらず、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞し、労災の臨床例、業務上疾病例なども活用して、研究課題・テーマの選定に的確に反映するものとする。</p> <p>「見直し内容」</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>2 プロジェクト研究への重点化等</p> <p>調査研究については、上記(1)の取組を通じた現場の喫緊の課題について、その成果の労働安全衛生関係法令や各種基準への反映により、労働災害の防止等に役立つよう、基盤的研究は必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層の重点化を図るなどにより、研究の効率化を図り、業務を縮減するものとする。具体的には、調査研究</p>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p>	<p>行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p>	<p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。</p> <p>なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。</p>	<p>に実施するよう努める。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p>	<p>業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選するものとする。</p> <p>また、調査研究については、他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討するものとする。</p>
<p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究</p> <p>イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究</p> <p>ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究</p> <p>エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究</p> <p>オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究</p>	<p>ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究</p> <p>労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。</p> <p>また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。</p>	<p>ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究</p> <p>(ア)事故防止のためのストレス予防対策に関する研究</p> <p>(イ)第三次産業の小規模事業場における安全衛生リスク評価法の開発に関する研究</p> <p>(ウ)危険・有害物規制の調和のための統一的危険・有害性評価体系の構築に関する研究</p>	<p>ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究</p> <p>(ア)勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究</p> <p>(イ)労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との関連及び対策に関する研究</p> <p>(ウ)メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究</p> <p>(エ)オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究</p>	
	<p>イ 産業現場における危険・有害性に関する研究</p> <p>労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。</p>	<p>イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究</p> <p>(ア)情報技術化を援用した中小規模掘削工事の安全化</p> <p>(イ)橋梁架設中の不安定要因の解明と安全施工技術の開発</p> <p>(ウ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する研究</p> <p>(エ)液体噴霧時の静電気による爆発・火災の防止</p> <p>(オ)初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究</p> <p>(カ)人間・機械調和型作業システムの基礎的安全技術に関する研究</p> <p>(キ)高圧設備の長期間使用に対応した疲労強度評価に関する研究</p> <p>ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究</p> <p>(ア)先端産業における材料ナノ粒子のリスク評価に関する研究</p> <p>(イ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究</p> <p>(ウ)災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究</p> <p>(エ)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理</p>	<p>(オ)従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究</p> <p>(カ)ナノマテリアル等の高機能化工業材料を使用する作業環境中粒子状物質の捕集・分析方法の研究</p> <p>イ 産業現場における危険・有害性に関する研究</p> <p>(ア)金属酸化物粒子の健康影響に関する研究</p> <p>(イ)蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究</p> <p>(ウ)健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究</p> <p>(エ)第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究</p> <p>(オ)建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究</p> <p>(カ)災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究</p> <p>(キ)墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究</p> <p>(ク)貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究</p> <p>(ケ)電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する</p>	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p> <p>3 学際的な研究の推進 労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的な研究を推進すること。</p>	<p>ウ <u>職場のリスク評価とリスク管理に関する研究</u> <u>職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。</u></p> <p>(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた<u>基盤的な研究を戦略的に実施すること。</u></p> <p>(3) 行政要請研究 <u>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。</u></p>	<p>学的研究 (オ) オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究 エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究 (ア) 過重労働による疲労蓄積の予防に関する研究 (イ) 勤務時間の多様化等の健康影響の評価に関する研究 (ウ) メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究 (ア) 石綿の職業性ばく露経路およびそのリスクに関する研究 (イ) 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 (ウ) 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 (エ) 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝子素因に関する研究 (オ) アーク溶接作業における有害因子に関する調査 (カ) 有害因子ばく露の低濃度化等の状況における生体影響指標の開発と健康管理 (キ) 職業病・作業関連疾患発生状況に関する全国サーベイランス (ク) 労働衛生保護具着用時の作業負担と機能性・快適性に関する研究</p> <p>(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p> <p>3 学際的な研究の実施 ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 イ 研究評価に当たっては、学際的な研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的な研究を積極的に行う。</p>	<p>る研究 (コ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 (サ) 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究</p> <p>ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 (ア) 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究 (イ) 介護職場における総合的な労働安全衛生研究 (ウ) 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究 (エ) 労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及 (オ) 労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究</p> <p>(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p> <p>(3) 行政要請研究 <u>厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</u></p>	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>4 研究項目の重点化 労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。</p> <p>5 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。 なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p>	<p>4 研究項目の重点化 研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間(平成13年度から平成17年度)の基盤的研究課題数の合算値)の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。</p> <p>5 研究評価の実施 (1) 内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2) 外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p> <p>6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成</p>	<p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)等に基づき、次に示す研究評価を実施する。 なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。 また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。</p> <p>(1) 内部研究評価の実施 研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。 (2) 外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検</p>	<p>「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 1 研究課題・テーマ選定、業績評価の見直し (2) 研究成果の評価 上記(1)の取組を踏まえ、研究成果については、査読付論文の発表数や学会における発表件数にとどまらず、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映度合い、労働災害の減少度合いなどについて厚生労働省と連携しつつ具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価するものとする。 2 プロジェクト研究への重点化等 さらに、プロジェクト研究について、他の法人、大学等との共同研究が過半を占めていることから、その評価に当たっては、安衛研の貢献度を明らかにし、厳格に評価するものとする。</p> <p>「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 2 プロジェクト研究への重点化等 また、安衛研の研究成果及びその社会的意義や貢献度については積極的にPRを行うものとする。</p>
<p>6 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用 (1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。 (1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検</p>	<p>「見直し内容」 第1 事務及び事業の見直し 2 プロジェクト研究への重点化等 また、安衛研の研究成果及びその社会的意義や貢献度については積極的にPRを行うものとする。</p>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。</p> <p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p> <p>(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p><u>中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。</u></p> <p>(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。</p> <p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、<u>研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。</u> <u>なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。</u></p> <p>(4) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>果等を提供する。</p> <p>(2) 学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。</p> <p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。 イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p>	<p>討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p> <p>(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。</p> <p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア <u>調査及び研究の成果</u>については、原則として、<u>その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</u> イ <u>特別研究報告(SRR)</u>等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。<u>また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</u> ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。 エ <u>IT技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。</u></p> <p>(4) 講演会等の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p>	<p>1 研究課題・テーマ選定、業績評価の見直し (2) 研究成果の評価 研究成果については、査読付論文の発表数や学会における発表件数にとどまらず、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映度合い、労働災害の減少度合いなどについて厚生労働省と連携しつつ具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価するものとする。(再掲)</p>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p>	<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p> <p><u>また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。</u></p> <p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p><u>中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。</u></p> <p><u>また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</u></p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ <u>調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。</u></p> <p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p><u>労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。</u></p> <p><u>また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</u></p>	<p>厚生労働省省内事業仕分け（平成22年5月10日実施） 中央労働災害防止協会の改革案 4 事務・事業の改革</p> <p>2 日本バイオアッセイ研究センター関係の委託事業については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所へ移管</p>
<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ <u>労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略（平成22年10月策定）に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。</u></p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ <u>「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</u></p>	
<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	
<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p><u>研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他</u></p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進め</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア <u>研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の</u></p>	<p>「見直し内容」</p> <p>第1 事務及び事業の見直し 2 プロジェクト研究への重</p>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p> <p>9 公正で的確な業務の運営 研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの<u>促進</u>に努めること。 また、<u>世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。</u></p>	<p>る。</p> <p>イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。</p> <p>ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。</p>	<p>主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進める。</p> <p>イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。</p> <p>ウ 上記により、毎年度 20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>エ <u>世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET研究として実施する。</u></p>	<p>点化等</p> <p>調査研究については、他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討するものとする。(再掲)</p>
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。 ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。 エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。 オ 業務・システムの最適化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>機動的かつ効率的な業務運営</u> <u>経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</u></p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。 イ 労働安全衛生研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。 ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。 エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。 オ 所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化を推進する等により、業務・システムの最適化を図る。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 <u>機動的かつ効率的な業務運営</u> 「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月)等を参考として、理事長の強い指導力の下で、当研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア <u>効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。</u> イ <u>IT 技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。</u> ウ <u>監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。</u></p> <p>(2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、<u>内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研</u></p>	<p>「見直し内容」 第3 業務全般に関する見直し 5 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。</p>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成 17 年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成 17 年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。)から一般管理費(退職手当を除く。)について 15 %、事業費(退職手当を除く。)について 5 %に相当する額を節減すること。 また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。あわせて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図る</p>	<p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減等 ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、<u>中期目標期間終了時まで</u>に、<u>一般管理費(人件費を除く。)</u>については<u>前中期目標期間中の最終年度と比べて 15 %程度の額</u>、<u>事業費(人件費を除く。)</u>については<u>前中期目標期間中の最終年度と比べて 5 %程度の額</u>を削減すること。 なお、<u>一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</u></p> <p>イ <u>常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)</u>については、「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」(平成 18 年法律第 47 号)、「<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</u>」(平成 18 年 7 月 7 日)に基づき平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5 %以上削減するとしてした人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続すること。 なお、<u>総人件費については、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、厳しく見直すものとする。</u> 併せて、<u>研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</u></p>	<p>イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。 ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、調査研究業務以外の業務の実績についても評価できるように配慮する。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。 エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、<u>中期目標期間終了時まで</u>に、<u>運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費(退職手当を除く。)</u>について、平成 17 年度運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成 17 年度運営費交付金(一般管理費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて 15 %に相当する節減額を、また、<u>事業費(退職手当を除く。)</u>について、平成 17 年度の運営費交付金(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成 17 年度運営費交付金(事業費に係るもの)の合算値。統合による合理化額を除く。)と比べて 5 %に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。 また、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間で、平成 18 年 4 月 1 日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として 5 %以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。 イ 大学、産業安全・労働衛生関係研究機関及び企業</p>	<p><u>究の適切な進捗管理を行う。</u> イ <u>研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。</u></p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、<u>省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理への IT 技術の活用等を適宜行い、更なる経費の節減を図る。</u> イ <u>業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時まで</u>に、<u>一般管理費(人件費を除く。)</u>の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 15 %に相当する節減額を、また、<u>事業費(人件費を除く。)</u>の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 5 %に相当する節減額を見込んだものとする。 ウ <u>常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)</u>については、「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき平成 18 年度からの 5 年間で 5 %以上を削減するとともに、「<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</u>」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、<u>人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。</u> ・<u>競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員</u> ・<u>国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者</u> ・<u>運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)</u>に従事する者及び若手研究者(平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。) さらに、<u>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行うとともに、職員</u>の給与水準については、<u>今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同等となることを目標とする</u></p>	<p>「見直し内容」 第3 業務全般に関する見直し 1 効率化目標の設定等 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。 なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。 2 給与水準の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>こと。</p>	<p>ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。 <u>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取り組みを踏まえ、適切に対応すること。</u></p> <p>エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 <u>特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。</u></p>	<p>等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。</p>	<p><u>とともに、適正化に取り組むこととする。</u></p> <p>エ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施することと等により、<u>契約の適正化を推進する。</u></p> <p>オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、<u>資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、必要な措置を講ずる。</u> <u>また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>「見直し内容」</p> <p>第3 業務全般に関する見直し 3 契約の点検・見直し 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。 この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。</p> <p>4 保有資産の見直し等 (1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。 また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 (2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
<p>1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第3業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>1 運営費交付金以外の収入の確保 ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。 イ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図り、自己収入の確保に努める。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1) 予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1(略)のとおり。 イ 収支計画については、別紙2(略)のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3(略)のとおり。</p>	<p>1 運営費交付金以外の収入の拡大 競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行う、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 (1) 予算、収支計画及び資金計画 ア 予算については、別紙1(略)のとおり。 イ 収支計画については、別紙2(略)のとおり。 ウ 資金計画については、別紙3(略)のとおり。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>第1 事務及び事業の見直し 3 自己収入の拡大 競争的研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組むとともに、研究施設・設備の有償貸与等を行うことにより、自己収入の拡大に努めるものとする。</p> <p>第3 業務全般に関する見直し 6 その他 事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等により自己収入の確保に努めるものとする。</p>
		<p>第4 短期借入金の限度額 (1) 限度額 290百万円 (2) 想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 (1) 限度額 565百万円 (2) 想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	
		<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	<p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	
		<p>第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	<p>第7 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p>	
	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項 ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を 実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 (1) 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期</p>	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第1期中期目標・中期計画、第2期中期目標・中期計画(案)の比較表

中 期 目 標 (旧)	中 期 目 標 (新)	中 期 計 画 (旧)	中 期 計 画 (新)	見 直 し 内 容
	<p><u>事評価を適切に実施すること。</u> <u>また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。</u></p> <p><u>イ 研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</u> <u>任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。</u></p> <p>2 施設及び設備に関する事項 <u>業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。</u> <u>なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。</u></p> <p>3 公正で適切な業務運営に向けた取り組み <u>(1) 関係法令の順守等</u> <u>研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令等の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</u></p> <p><u>(2) セキュリティの確保</u> <u>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</u></p>	<p>の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付き任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p> <p>(2) 常勤職員の数 調査研究に携わらない常勤職員を6名削減する。 (参考 (略))</p> <p>2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。 (参考 (略))</p> <p>9 公正で的確な業務の運営 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>(2) 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。 (参考 (略))</p> <p>2 施設及び設備に関する事項 <u>調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</u> <u>なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。</u> (参考 (略))</p> <p>3 公正で適切な業務運営に向けた取り組み <u>(1) 関係法令の順守等</u> 研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、<u>公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(2) セキュリティの確保</u> <u>「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。</u></p>	